

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	次 長	主 査	主 査	担 当	文書取扱主任		

第30回 経 済 建 設 常 任 委 員 会 会 議 録

開催年月日		平成 22 年 10 月 28 日（木曜日）		開会 10 時 02 分		閉会 12 時 10 分	
開催場所		第三委員会室					
出席委員		山木、清水、中田、田村、山腰、水口				事務局	田湯次長
		委員外議員～窪之内					山本主査
欠席委員		なし					
説明員		別紙のとおり					
議 件		別紙のとおり					
議 事 の 概 要	1. 所管からの報告事項について						
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、報告済みとした。						
	(1) 秋の丸加コスモスフェア開催結果について						
	(2) たきかわ地産地消認定店制度の開始について						
	(3) 旧江部乙中学校跡地活用について						
	(4) 横綱白鵬関連事業の開催結果について						
	(5) 高温多雨による農作物への影響調査結果について						
	(6) 株式会社滝川農業開発公社第 22 期第 8 回取締役会の開催結果について						
	2. その他について						
	特になし						
	3. 次回委員会の日程について						
	平成 22 年 11 月 17 日水曜日午後 1 時より第三委員会室において開催することと決定した。						
上 記 記 載 の と お り 相 違 い な い。 経 済 建 設 常 任 委 員 長 山 木 昇 ㊟							

平成22年10月27日

滝川市議会議長 中 田 翼 様

滝川市長 田 村 弘

経済建設常任委員会への説明員の出席について

平成22年10月22日付け滝議第116号で通知のありました経済建設常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願い申し上げます。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願い申し上げます。

記

滝川市長の委任を受けた者

経済部長	若 山 重 樹
経済部参事	多 田 幸 秀
経済部商工観光課長	五十嵐 千夏雄
経済部商工観光課副主幹	志 賀 久 幸
経済部商工観光課産業観光連携室主査	澤 田 忠 信
経済部農政課長	新 井 敏 幸
経済部農政課副主幹	鎌 塚 忠 夫
経済部農政課農業基盤整備室主査	寿 永 七月男

(総務部総務課総務グループ)

第30回経済建設常任委員会

H22.10.28(木)10:00～

第 三 委 員 会 室

○ 開 会

○ 委員長挨拶（委員動静）

1. 所管からの報告事項について

《経済部》

- | | |
|-------------------------------------|-----------|
| （1）秋の丸加コスモスフェア開催結果について | （資料）商工労働課 |
| （2）たきかわ地産地消認定店制度の開始について | （資料）商工労働課 |
| （3）旧江部乙中学校跡地活用について | （資料）商工労働課 |
| （4）横綱白鵬関連事業の開催結果について | （資料）商工労働課 |
| （5）高温多雨による農作物への影響調査結果について | （資料）農 政 課 |
| （6）株式会社滝川農業開発公社第22期第8回取締役会の開催結果について | （資料）農 政 課 |

2. その他について

3. 次回委員会の日程について

平成22年11月17日（水）午後1時 第三委員会室

○ 閉 会

第30回 経済建設常任委員会

H22. 10. 28(木) 10:00～

第 三 委 員 会 室

開 会 10:02

委 員 長

委員動静報告

全員出席。委員外議員～窪之内。プレス空知の傍聴を許可する。

先日の経済建設常任委員会近隣市企業視察の報告書を机上配付しているので、お目通しいただきたい。

1. 所管からの報告事項について

(1) 秋の丸加コスモスフェアの開催結果について

委 員 長

(1) について説明願う。

澤田主査

(別紙資料に基づき説明する。)

委 員 長

説明が終わった。質疑はあるか。

副委員長

祭りをされたことに対するマスコミ報道はどのようなものがあったのかできるだけ具体的に伺いたい。

澤田主査

祭りの当日は、各報道の方が何人か来られていた。残念ながら健康まつり、ペカンペ祭などのイベントが重なっていたこともあり、終わってから北海道新聞、プレス空知に取り上げていただき記事に載せていただいた。

副委員長

ニュースなどテレビ放映はどのようなものがあったのか伺う。

澤田主査

ことは、テレビ関係については、イベントには入っていなかったのも、残念ながらテレビ放映はなかった。

副委員長

全体で2,700人ということであるが比較するだけの評価というのは、正しくないと思うが、観光面で言うと以前はテレビが入っていた。今回はテレビが入らなかったということと、コスモスの中に入って写真が撮れるところが1カ所しかなかったということでは、観光面で評価が少し落ちてきているのかと思うが、総括をどのようにしているのか伺う。

五十嵐課長

総括ということであるが、コスモスの花は生き物なので、いつ咲くかということが非常に微妙なことでもあり、当日は4分咲きくらいであった。イベントに合わせて、なるべく8分、9分咲きに近づけるように実施しなくてはならないというところを、ことは若干そのようなところが反省点と思っている。来年以降は時期を合わせながら実施していきたいと思っている。副委員長が言われるように、テレビ放映があれば、全道、全国に発信できるので、その辺も努力していきたいと考えている。事前にPRをして当日は多くの観光客に来ていただき、テレビ放映もしていただくと波及効果も高くなるので、それに向けて努力していきたいと思っている。

委 員 長

他に質疑はあるか。

窪之内委員外議員

① 観光客の入込み者数の2,700人というのは、これまでの入込み者数と比べてどうだったのか伺う。

② ホーストレッキング、そのほかの参加者は出ていたが、私が昨年手伝いをしていた途中までは、待っていなければ乗れないという状況であった。今回は希望者が少なかったということもあって、そういうことはなかった。その辺が例年と比較しての違いが報告だけではわからないので伺う。

③ 丸加高原応援団が主催をすることになったのは、今年度からなのか、いつ

からなのか。実行委員会で行っていたのが、これに変わったのか。変わったことによって何か変化があったのか。手伝いをしていて、来ている方が少ないと感じた。議員も余り見なかった。来年度に向けて総括して生かしていただきたいので、その点について伺う。

澤田主査

① 全体の入り込み者数については、昨年は3,000人であった。ことしは1割減という状況である。

② ホーストレッキングでは、103名であり、昨年は145名で、42名ほど減った。乗馬体験については、ことしは口蹄疫の問題があったため、総合振興局から指導があり、例年羊の放牧場で行っていたが、その場には立ち入りができないことから、急遽、大駐車場の横で試みた。スペース的なこともあって、ことしはポニーが5頭しか手配できなかったのも、客の入り込み者数は昨年より減っていたが、ポニーの回転としては調度よい状況になっていた。

③ 応援団の開催については、秋の丸加という形での開催が6回目、応援団の主催としては4回目の事業になる。実行委員会を事前に開催させていただき、役割分担、内容の組み立てを進めているが、今後客が減っていることで開催時期も含めて、皆さんと相談してやっていきたいと考えている。

委員長

他に質疑はあるか。(なし)(1)は報告済みとする。(2)について説明を願う。

(2) たきかわ地産地消認定店制度の開始について

澤田主査

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。

副委員長

認定店から要望、活用等が出されていれば伺いたい。

澤田主査

今回、積極的に15店舗の申請をいただいた。出されたときに今後の効果についてどのようにやっていくのかという質問があった。協議会としてもなるべく広く周知するとともに、新聞等に大きく取り上げていただいて皆さんに知ってもらえる工夫をして、今後1店でも2店でもふえていくようにしてほしい。協議会としても、そうしていきたいと考えている。

委員長

他に質疑はあるか。(なし)(2)は報告済みとする。(3)について説明を願う。

(3) 旧江部乙中学校跡地活用について

五十嵐課長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。

田村

① これはビニールハウスを株式会社滝川アグリに売却したということで、当然売買で成立するが、今までの固定資産税の未納分はこの中に入るのか。

② 今後このビニールハウスに対する固定資産税はどのようになっていくのか。

③ 資料の下段のこれまでの経過ということで、地域再生計画の認定取り消しとなっているが、取り消しになってどのようになっていくのか伺う。

五十嵐課長

①② 固定資産税の関係であるが、データを持ち合わせていないので後ほど説明する。

③ 地域再生については、認定取り消しをしたが、取り消しということで、この後何も支障はない。

田村

賃貸料が月3万1,787円という積算根拠について伺う。

五十嵐課長

これについては市の普通財産貸付料算定基準というのがあり、評価額に5%を掛けて出した金額である。

田 村	1年契約なのか。借りるということであれば再契約はするが、相手方がやめると言うとは1年でやめるということになるのか伺う。
五十嵐課長	先ほど説明したとおり、1年ではあるが、甲乙3カ月前に何らかの拒絶をしなければ、自動更新ということになっていて、そういうことからすれば相手方から3カ月前にやめると言われればそのとおりになるという契約になっている。
委 員 長	他に質疑はあるか。
副委員長	普通財産の貸与ということで、雑草処理、木の剪定等については、どんな契約になっているのか。地域の方が草刈りに精を出したということが報道され、広いところをボランティアで行い大変だなと思って記事を見たが、今後はどうなるかについて伺う。
五十嵐課長	今回の土地の貸付については、現在建築されているハウスの投影面積、プラスアルファの部分で9,600平米と算出し貸して、グラウンド全地ではない。基本的には、貸付面積の中の管理については、相手方に十分やっていただくということであるが、それ以外の部分については今までどおり市で行い、ボランティアでやっていただければ幸いと思っている。
副委員長	1万平米なのでグラウンドの3分の2ぐらいにはなるのかと思うが、一部と聞いていたので不思議に思ったのだが、グラウンドのどれぐらいのシェアなのか、そういうことであればくいを打って区域がわかるようにしないと、管理するときに、ここは地域住民の借りている方がやる場所と思ってしまえば、そのほかの部分の管理責任の所在等もはっきりしないのではないと思うが、管理方式について伺う。
五十嵐課長	残念ながら今グラウンドの敷地面積全体の数字は出てこないが、図面上から言うとはグラウンドの3分の1から2分の1というところで、グラウンドの西側にハウスが建っている、南東側左半分にハウスが建ち、右半分は空き地になっている。管理区分は相手方と現地で立ち会って協議しなければならないと考えている。境界については、実測しながら相手側と相談し、区分けのわかるような方法をとる。
副委員長	貸付している部分の草刈り等と貸付についての答弁がされていないので願いたい。
五十嵐課長	貸付している部分の草刈り等についても、十分相手方に実施してもらい、それ以外の部分については、土地の所有者である市のほうが管理していく。
副委員長	企業が普通財産を借りるのだから、普通の民有地を借りるよりもっときちんとした使用をしてほしい。アルミのパイプでいいから、高さ1メートルぐらい雪が降ってもわかるような高さの柵をきちんとつくるなど、市民がはっきりわかるようなことをしないと、結局地域に迷惑を掛けるということが危惧される。先ほど、質疑した中で、地域住民が草刈りに汗を流すというのはある面美しい姿でもあるが、そこで携わっている人は喜んでやっているわけではない。草刈りという作業は本当に大変で、市が責任を持つというのであれば、お金を出して作業員を雇用するか、地域に依頼するのかということも含めて、管理方針について再度伺う。
五十嵐課長	管理区域の明確化については承知した。そのような形で実施したいというふうに思っている。それぞれの区分については、相手方のほうにも貸付の部分の草刈り等については連絡するよう指導し、市の部分についても管理していく所管と協議をしながら万全を期していきたい。

委員長

窪之内委員外議員

他に質疑はあるか。

① 株式会社セイコーマートからの活用計画の中で、高齢者・身障者雇用を配慮するような一言があったということであるが、雇用人数の計画的なものが示されていればということと、地元中心に要望はされたと思うが、その辺の経緯を伺う。

② 以前本会議でも質問したと思うが、株式会社サークル鉄工等の賃貸契約がされていて、それで何年間も契約期間があったはずなのに、株式会社サークル鉄工がこういう形になったときに、管理はどのようにしていくのかという質問をしたところ、契約期間がまだあるので、あるうちは市が管理しているというのではなく、その部分については草刈りも含めて相手方が管理していくということであったが、結果的には、今回のこのことについて、今まで株式会社サークル鉄工と契約していたところ全部なくなったということで理解してよいのか。校舎の一部を使うということにもなっていたと思うが、その辺を含めてどうなっているか伺う。

③ ハウスとハウスの周りに一部ということになれば、ハウスに入るための校舎に入る道路はどうなるのか。その辺がどのような扱いをされていたのか伺う。

④ 市の職員と住民のボランティアで木の伐採と草刈りを以前に行ったが、その後呼びかけがなく私も参加していないが、それ以来大きな木の伐採をされていないのか。校舎の前等の草刈りについては、虫の問題もあり、きちんとしていただきたいとお願ひしたときに、そこは株式会社サークル鉄工がやると言われた記憶があるが、株式会社セイコーマートが管理している部分以外は全部市が管理しているということになるのか伺う。

五十嵐課長

① 雇用の関係であるが、今現在、滝川アグリが中島町でミニトマトのハウス栽培を行っている。そこで雇用している方を今使って江部乙のほうで植えつけを行っている。それらの収穫期になると来年の3月から新たに雇用したいということで、現在は8～10名のパート職員を採用する予定になっている。その際、高齢者、障害者の方の雇用につながればと考えている。

② 株式会社サークル鉄工と結んでいた契約であるが、株式会社滝川アグリと契約した前日で契約の解除をしている。

③ 校舎の関係では、株式会社サークル鉄工は地域再生計画認定取り消しの申請段階前より校舎の使用はしていないことから、セイコーマートで使いたいということなので、道を経由して文部科学省で審査をいただいている。全国から集まっているので、なかなか許可がおりない状況であるが、許可がおりた時点で賃貸契約を結ぶということになっている。今のところは1階の体育館部分を使いたいということであるが、許可がおりた段階で先方と面積等を詰めていきたいと考えている。

④ 管理の部分であるが、校舎の中を貸すということになっているので、外の管理までは考えていない。

窪之内委員外議員

新聞報道では、うまくいけばハウスをふやしていきたいという意向も掲載されていたが、そのようなときに境の線引きをくい打ち程度ではなく、塀を立てるということが適切なかどうかはわからないが、市としてはもっと積極的に使ってほしいし、もっとハウスを建てて雇用につなげてほしいという立場で、株式会社セイコーマートとの交渉に当たるべきと思うので、そういうことの支障にならないように、区分けとか、地域における虫の問題などいろいろな問題で

	迷惑がかからないような対応策については関係所管でまとめてやっていただきたいと思うがいかがか。
五十嵐課長	市としても、株式会社サークル鉄工は地域再生計画を申請した段階で、跡地についても地域活性化につながるような計画のある企業を誘致したいというように動いていて、セイコーマートがあいにく手を挙げてくれたので、このような形になったが、当面先に申し上げたように23年度は、2,500万円の売り上げ目標となっているが、これも株式会社セイコーマートの需要によっては、拡大の要素があるので経過を見ながらお願いをしていきたいと考えている。
委員長	他に質疑はあるか。
副委員長	耐震改修というのは、普通財産については基準を満たさなくても市としてそれを貸せるという制度になっているのか、すべての公共施設は耐震化をするという前提で進めているが、これは例外扱いなのか。制度として問題がないのか確認したい。
五十嵐課長	耐震基準については、診断してみないとわからないが、一応今回は現状を確認していただいて賃貸をするということで了解をいただいている。前回の株式会社サークル鉄工に貸しているときと同様である。
副委員長	株式会社サークル鉄工の使っていた時代と、情勢がガラッと変わっている。耐震診断というのが義務づけられたのは三、四年前の話で、それについて、きちんと調べて自治体責任を問われないように責任を維持しながら対応できるような体制にするということについて考えを伺う。
五十嵐課長	耐震改修については、検討させていただきたい。
委員長	他に質疑はあるか。(なし)(3)は報告済みとする。(4)について説明を願う。
	(4) 横綱白鵬関連事業の開催結果について
五十嵐課長	(別紙資料に基づき説明する。)
委員長	説明が終わった。質疑はあるか。
窪之内委員外議員	今後の予定については、前のときにいろいろな資料で示されたが、来場所に新記録達成がかかっている。私はもうやるべきではないと思うが、観光大使の活用ということから考えると、新記録が出たときにまた祝賀会を新たな形で催すとか、そういうことを考えているわけではないと思うが、市民がお金を使って活性化することはいいことだが、観光大使が目的ということはそのうちのことではないはずなので、来場所にそのようなことが出たとしても、新たなことを考えるということは今の時点ではどうなのか伺う。
五十嵐課長	今回補正予算を採択したが、あれは来年の3月までということで組ませていただいた。今後については、11月29日に東京で開催するロイヤルチェンバーオーケストラによるコンサートがある。そこで観光関連のブースを設置する。あるいは、札幌で観光キャンペーンを行う。そのほかの祝賀会等については現在のところ予定はない。
委員長	他に質疑はあるか。(なし)(4)は報告済みとする。所管入れかえのため若干休憩する。
	休 憩 10:50
	再 開 10:52
委員長	休憩前に引き続き会議を再開する。(5)について説明を願う。
	(5) 高温多雨による農作物への影響調査結果について

新井課長 委 員 長 副委員長	(別紙資料に基づき説明する。) 説明が終わった。質疑はあるか。 ① 特に小麦、菜種、花卉、タマネギ、トマトが2割ぐらいの被害だという。この中で、共済があって加入状況について水稻、菜種以外について伺う。 ② 花卉は半分、菜種は3分の1の減収ということで、農家の経営に対する影響もさることながら、来年以降の契約栽培等、播種等については影響がないと思うが、菜種については心配であるので、そのあたりについて伺う。
新井課長	① 水稻、小麦については資料に掲載しているが、野菜については影響ない。 ② 菜種の場合は、9月に播種ということで、来年度の分はもう播種されている。一応こちらで確認をしているところであるが、180 ヘクタールで、ことし並みの播種面積はあると聞いている。来年度については、なんとかいけるかと思っている。収穫についても通常基準反収 10 アール当たり 280 キログラムというのは滝川市の数字であり、通常であれば280 キログラムぐらいいはとれるということで、200 キログラムを切ることはなかったのでことしはかなり悪かった。
副委員長	結局、この減収分がそれぞれの経営に影響する。菜種で言えば、平均で100 万円以上、花卉で言えば150 万円ぐらい。タマネギでも100 万円以上、トマトでは30 万円。100 万円以上の減収というのは菜種だけで100 万円で、この人が小麦、水稻も作付しているとトータルして何百万円という減収になるわけで、非常に大変かと思う。問題は、無担保融資ということであるが、条件もかなり厳しいと思うがそういう点で、どんな経営対策を望もうとしているのか伺う。
新井課長	北海道信連の無担保低金利農業経営支援資金というものは昨年もあって、かなり借りられていた。滝川市で信用保証協会の保証が得られない人がいるだろうということで資金を準備したが、結果的には2件分で終わった。準備した資金が使われなかった部分もあるが、逆にそちらのほうで救われた。今年度については、J A信連については設けると新聞にも載っていたが、道の対応については、今後出てくると考えている。そういったものを確認しながら、農家への影響を考えていきたい。内容については、明確なものはないがこれから出てくると思われるが、状況を見ながら対応していきたい。
副委員長 新井課長 委 員 長	来年播種する種農家で、種が不足するという心配はないのか伺う。 来年の種子は確保されていると思っている。 私から説明する。減収の数字が出ているが、減収額の単価的なことはここには入っていない。12 月の場合の単価ではどうなるかは今後でなければわからないと思う。あくまでも減収かなと思う。
多田参事	今ここに出させてもらった数字というのは、道からの単価に基づいて、滝川の減収の状態を掛けて出したものである。実際の被害の状態というのは、滝川において今委員長が言うようにどういう形で販売されてくるかによって被害額が大きく変わってくること十分予想されるし、ここで出されているのはトータルの数字であって、個々の農家の状態によっては非常に違いがあるのかと思っている。そういった個々の農家に対応した状態をしっかりと把握して対策をとっていききたいと考えている。
委 員 長	他に質疑はあるか。(なし)(5)は報告済みとする。(6)について説明を願う。
多田参事	(6) 株式会社滝川農業開発公社第22期第8回取締役会の開催結果について (別紙資料に基づき説明する。)

委員長
副委員長

説明が終わった。質疑はあるか。

- ① 臨時株主総会の時期について伺う。
- ② 特別清算になることで、1つは費用的な問題、スケジュール的な問題等がどうなるのか伺う。
- ③ 前回の第29回経済建設常任委員会で私が質疑をしたことについて春先の時点で、常任委員会として要求した資料及びつけ加えた資料について、損失補償が発生するという時点ではこれまでの取締役会で出さないということについては、検討したいという答弁もあったが、この10月19日の取締役会ではどのような議論がされ、どんな結論が出たのか伺う。
- ④ 雇用の問題で、どういう責任を果たそうとしているのか。市の臨時職員や嘱託職員等で、雇うということは市の判断でできることで、ほかに斡旋をするというのは、ほかの企業の受け入れがあって初めて成り立つということで、明確に雇用が新たにできるという状況の中で斡旋をするのと、全く一般的に斡旋をするのとでは雇用に結びつくのかどうかというのは違うので、そういう点で滝川市としてどういう責任を持とうとしているのか伺う。

多田参事

- ① 臨時株主総会の時期については、あす29日に開催する予定である。
- ② 特別清算のスケジュールということであるが、あす臨時株主総会が開催されて、解散が決定され、その後登記等を行って裁判所に特別清算の申し立てを行って、認可を受けていく流れになっている。その段階で清算人のほうで債権債務の計画を立てて裁判所の承認のもとに債権債務処理案が実行されていくという形になると思っている。清算人となられる方は今のところ弁護士を予定しているので、その方の費用がかかってくる。一般的に言えば100万円と言われているが、そこまではかからないのではと把握をしている。
- ④ 雇用の関係であるが、今現在従業員あるいはパートの方とそれぞれ斡旋について個別の相談を受けていて、既に市内企業に働いてもらっている方もいるし、その中で、生活の困窮度であるとかをしっかりと把握をしながら、雇用の斡旋等を進めていきたいと思っている。これから継承していただく企業とも連携を図りながら斡旋のほうも進めていきたいと考えている。

若山部長

- ③ 要求した資料ということであるが、先般答えたのは私であったと思うが、以前に経済建設常任委員会で提出云々という形で、提出していない資料はということであるが、私どもとしてはあれは事務長が答えたとおりに思っていて、先般お答えしたのは損失補償等で新たな資料が必要であれば私どものほうで吟味してその中で出せるものは出すという答えである。前に資料要求したのが今どうなっているのかということであれば、あの時点で私どもとしては事務長が答えたとおりで。

副委員長

今の部長の答弁で、かつての資料要求の8項目については既に済んだことだと言うが、私が前回の委員会で求めたのは、状況が変わったから8項目で、また生き返って出してもらわなければならないということで要求したつもりだったのだが、そう受け取られてなかったということが今わかったので、改めて資料要求を常任委員会として求めることを提案したい。かつての8点というのは、もう一度述べる。

- ① 19期、20期の原料タマネギの入庫の日付ごとのトン数。
- ② 入庫したタマネギをいつ、どこへ、どれだけ転売したかの実績。
- ③ 副市長の答弁、経済部長の答弁についてわからない答弁の連続なので、全

体の時系列がわかるようにした資料。これについては一定の資料が出されたが、もっと詳しい資料を求める。

④ 損失補償についての契約書については出された。

⑤ 19 期、20 期の借入金の推移についても出された。

⑥ 廃棄したタマネギの年月日、トン数、裏づけは処理費として幾ら払ったか根拠がわかるもの。これについては全く出されていない。

⑦ 公社の取締役会、経営会議、社内会議まで含めて、きちんと分けてされていたのか不鮮明なので、それぞれの日時、議題、議事録も含めてということについては、全く出されていない。

⑧ 調査チームは虚偽のメモであるというふうに断定した、平成 21 年当時の野澤取締役が自作自演したと言われている社長との協議報告書、これについて内容が虚偽でそんな事実はなかったと調査チームは結論づけたわけだが、このメモの提出。この 8 点を要求したが、そのうち不十分な時系列と損失補償契約と借入金額の推移は出されたが、それ以外は出されていないのでその不足分についてを再度伺う。

委員長 ただいま副委員長から口頭での資料要求があったがどうか。

山 腰 回答内容は同じなのか、変化しているのか。

若山部長 私たちの判断の中では、8 点についてはあの時点で終了したという考えを持っている。取締役会にも諮ってそういう結論になっている。

委員長 結論は出たということで、今資料要求されても出せないということか。

若山部長 あの時点で終了を見たという結論ではなくて、これを出そうということで取締役会で諮って、こういう資料を出すという決定をいただいて出したということである。

委員長 8 点については当時取締役会にも諮り、その報告をさせてもらって必要な分は出したということでしょうか。

窪之内委員外議員 前回の副委員長の答弁で、部長は出さないとやっているのではない。損失補償を議会にかけなければならないわけで、議会と議論ができる資料は今後提出していかなければならない。それが何かは今後検討していくと答弁された。今後、損失補償を議論していく中で先ほど副委員長が求めていた、まだ出されていない 5.5 のうちの 3 が出てくる可能性はあると私は前回そう受けとめていたのだが違うのか伺う。

若山部長 あの時点の回答としてはあの資料で済むと思っている。今回ののは新たに副委員長からの資料要求という考えで、前のは終わったということで納得していただいて、新たにこれを提出ということで理解しているが、会社も解散決議はされても、営業行為はできないが清算会社という会社で今も存在している。その中ですぐ判断することはできない問題であるし、これから清算に当たっていろいろな問題が発生してくると思う。ここでそういう答えはできないが、会社の中でも判断して必要というものは前回も出させてもらったので、そういう観点で考えている。

委員長 今回の副委員長の新たな資料要求というのは、今後において新たな部分が出た場合、これは新たな要求で、今後、あすの株主総会があるのでその流れで新たなものが出てきて報告できるものがあればその中で 5.5 の資料要求があったのでそちらの判断もあることから、その中で、あれば出してもらうという方向でどうか。最悪ななければならないということになるのかもしれないが、5.5 の質問の

中で、またその付随した中であれば出してもらうということでよいか。(よし)そうさせてもらう。

副委員長 5.5 について、きちんと取締役会で再度常任委員会から資料要求があったというふうに受けとめるようにしてほしい。

委員長 委員会としては新たなものが出た場合に対して報告できるものは報告してもらうということでよいかと思うがいかがか。

多田参事 10 月 19 日に開催された第 8 回取締役会においても、経済建設常任委員会ですういった議論があったと触れて、取締役の意見をいただきながら前回のとおりでよいという形でそれを受けて今回報告をさせてもらった。あす株主総会が開催され解散ということになれば、取締役もその段階でなくなって、清算会社の方に変わってくるということになるので、新たな取り扱いの状況の中で、今残されている新たな資料要求についても検討させていただくということになると思っている。

副委員長 話がややこしくなっているので、5.5 について新たな資料要求を常任委員会としてしていただきたい。

委員長 先ほど私が皆さんに確認をして、皆さんがうなずいてくれたのでよいということになったはずだが、今再度繰り返し申し上げている。それでよいと思うが、まだ納得いかないのか。

副委員長 今の委員長の説明で納得した。先ほど質疑の途中で終わったのだが、その総務省通知の中の 2、情報開示の決定による責任の明確化という項目があつて、地方公共団体の長は議会、住民に対し抜本的処理策の検討に当たり、以下に掲げる事項について明らかにする必要がある。この中で(1)経営責任、経営悪化の原因について明らかにするとともに、善管注意義務違反、忠実義務違反、不法行為責任に係る損害賠償請求の是非を検討の上、その旨を明らかにする必要がある。また、会計処理決算報告等が適正であったかどうかについても留意する必要がある。ということ述べながら、(3)議会の関与として、債務調整を行う処理策という中で触れている必要な項目がある。このようなことにきちんと留意して、これまで田村市長は善管注意義務違反や忠実義務違反、不法行為はなかったということ述べているが、その根拠が示されていない。630 万円のタマネギが腐ったということは通常考えられないことで、それがあんならなぜ違反に当たらないのかといった形で、議会、住民に対して田村市長は明らかにする必要がある。総務省通知がそう言ってるわけであるから、先ほどの 5.5 に加えて、こういった観点で議会に報告し、それは損失補償議決の議案というものではなく、経済建設常任委員会に早期に、例えば臨時議会前の 11 月中旬に予定されている常任委員会にでも報告することを求めたいと思うがいかがか。

委員長 それは要求か。

副委員長 そのようなことの資料要求で、総務省通知に基づく情報開示ということである。

若山部長 先般、副委員長からそういう話があつて、総務省の主旨も十分読ませてもらって、全部が全部それに基づく中味によって考え方があると思うが、私たちもそれは透明性を持ってやりたいと思っている。今言われたように一たん市長が善管注意なり、不法行為なりを含めてないという判断をした。私たちは誠意を持ってこれまでやってきているので、そういう観点ではやりたいとは思っているが、時期がいつどこでできるのかということはここでは答弁しかねる。

委員長 あくまでも総務省通知が来ているのでそれにのっとって粛々とやるということ
でよいかと思う。そのことについては時期的にはいつとは言えないが、今まで
も答弁されているかもしれないが、そういう通知に基づいて再度やるというこ
とで、早急に報告されたほうがよいと思うが所管はどうか。

若山部長 私たちも損失補償について議会の議決を経なければならないということで、す
ぐ本会議に出すということではなく、経済建設常任委員会の中でやっていき
たいと思っている。

委員長 休憩する。

休 憩 11:40

再 開 11:48

委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

副委員長 今回一番欠けているのは何かというと、特別整理する理由として透明性を図る
ということを言われたが、一番しなければならないことは私は監査委員による
監査だと思う。損失補償8,000万円を出すという段階で、監査委員が監査をし
ないというのは、議会として監査請求できる諸事情があるわけだから、市長が
やらないと言うのなら議会が請求しないと市民の納得を得られないと思うので、
ぜひ、常任委員会では議会として監査請求を求めるといった委員会決議をする
ことを提案したいと思う。

委員長 他に質疑はあるか。

山 腰 そのことについて私ども新政会で協議した経過はない。副委員長が求めるので
あればその機会をつくって協議はするが、個人的な見解から言わせてもらえば
その必要はない。公社にもすぐれた監査役が2名もいる。何の機能も発揮して
いなかったというのであれば別だが、その判断のもとに今の首長が市の監査委
員に要求しなかったのだらうと判断している。回答はいずれするがきょうは即
決はできない。

委員長 他に質疑はあるか。

副委員長 山腰委員のほうから会派としても検討したいということと言われたので、ぜひ
そのように進めてもらいたいと思う。参考であるが、3年に1回農業開発公社
の監査を行っていて、平成18年にも行い、次はこの粉飾決算の直前に行ってい
る。監査は定期的に行っているのだが、たまたまこの粉飾決算の直前だったの
で、監査が粉飾決算のときにタイムリーに入っていれば監査委員が発見した可
能性が高い。そういうことから言っても監査委員が監査するというのは、ごく
普通のことだということで検討していただきたい。

委員長 副委員長から提案があったが、山腰委員のほうから会派に持ち帰って相談する、
即答はできないという話であったので、各会派に持ち帰って再度協議してもら
って、11月17日の経済建設常任委員会に諮りたい。休憩する。

休 憩 11:55

再 開 11:57

委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。協議の結果、各会派に持ち帰り再度協議して、
11月17日の経済建設常任委員会に諮りたいと申しあげたが、会派の諸事情に
より11月17日の経済建設常任委員会以降に開催する委員会で諮ることとして
よいか。（よし）他に質疑はあるか。

窪之内委員外議員 任意整理と特別清算の根本的な違いについて伺いたい。最初は任意整理と言
われていた。特別清算となった場合、どのような過程を経てどのように成るのか

委員 長
多田参事

ということがわからないので特別清算は結果的にどのような方向に向けてどういう段階をとって進められていくのか、最後には裁判所の管理のもとでということになるが、わからないので説明願いたい。

わかりやすく短めに説明願う。

清算の中には、法的整理と任意整理として、私的整理がある。私的整理の中で、任意で整理をしていくという流れがある。その中で任意整理というのは、端的に言えば、債権者と債務者が相互の協議の中で行っていくことができるというのが任意整理である。任意整理になるとその中で、実質的に平等な者が中に入りながらやっていくことができる。逆に言うと公表されないで不透明さが残るという要素が存在するということが一般的に言われている。特別清算になってくると、清算になった後に裁判所に、特別清算の申し立てをする。そのときに会社の状況がこんな形であると収支の状況を提出して、特別清算が許可になれば、債権債務の状態を裁判所に提出し、裁判所の指導のもとに進めていく。任意整理では裁判所がかかわらないで、換価され債権者、債務者の、両方相互の協議の中で合意ができればその中で進めていく。そのようなことが大きな違いかと思う。特別清算でもまだ難題があり折り合いがつかないということになれば、破産という形になってきて、破産になると裁判所が実証をすることになる。スケジュール的には、通常は清算が終わって、自分たちの債権計画を上げて、債権者委員会を開いて説明する。その日程は、債権者の動向、換価できる状態で変わる。裁判所に提出し、裁判所がどれだけの期間で任意的処理ができるか、清算人を今のところ弁護士にお願いしている。そんなにかからずに裁判所が見つけてくれて、それに基づいてが債権債務については通常のどれだけ換価ができるのか。スケジュールにより変わるので、一概に言えない。二、三年かかる場合もある。担当としての考え方としてはそんなにかからずに行っていきたいと考えている。

窪之内委員外議員

そういう債権債務の整理を進めていく中で、新たな引き受け手を見つけていこうという選択もあると理解してよいのか。

山 腰

これは清算であるから、法的に新規の企業が来てくれたら云々ということではなく、清算するということである。

多田参事

次に継承してくれる方がいるいないではなく、今の公社にある固定資産等の資産を売れるもの、換価できるものは換価して、資産が総額幾らになるか、債権が幾らになるか、配分の仕方をどうするかを裁判所の指導のもとにおいて決める。

委員 長
副委員長

他に質疑はあるか。

清算という中に、建物の問題がある。土地は北海道電力株式会社から公社が賃貸しているのでそれは終わらせばよいのだが、その際の条件として、建物の撤去というものが発生するはずである。その建物の撤去にかかわることについて、あの建物の中に市の所有物がどれだけあって、そのあたりの関係と、清算の関係についてはどのように進んでいくのか伺う。

山 腰

特別清算をするに当たって、清算人を選ばなくてはいけない。その清算人は全株主の責任を負って、財産、不動産含めて、全部凍結する。勝手に売ったりはできない。整理するときに、土地の問題等全部そこで行う。何も心配は要らない。

若山部長

山腰委員の言われるとおりである。土地が北海道電力株式会社であるというこ

- とについては、今後協議しなくてはいけないことで、承継会社がどう考えるかということで、一概には言えない。
- 委員 長 他に質疑はあるか。
- 副委員長 今債権債務の関係が8,000万円前後と言われているが、仮に承継会社がいなかった場合に土地を返すときに発生する建物の設備の撤去費用が、8,000万円のほかに出てくると思う。そういうことについての進め方について聞いたわけで、仮に承継会社ができないと、市が所有物の撤去をしなくてはいけない。費用がどの程度かかるのか伺う。
- 委員 長 副委員長、お金の話はそこまでにして、方向がそれてきているのでよろしく願う。
- 副委員長 市が所有物の撤去をしなくてはいけない。費用がどの程度かかるかだけ伺う。
- 若山部長 今現段階では、承継会社に承継していただくことに精力を尽くしているところでここまでしか答えられない。
- 委員 長 他に質疑はあるか。(なし)(6)は報告済みとする。
- (3)旧江部乙中学校跡地活用についての①と②の回答がされていなかったの
で回答願う。
- 五十嵐課長 先ほどの回答を留保していた件について回答する。
- ① 株式会社サークル鉄工の固定資産税に異存はないかということであったが、
所管に確認したところ個別案件には答えていなかったということであったので
理解願いたい。
- ② 副委員長から公社の貸与についての耐震の問題については、現在学校とい
う用途を廃止されていて、普通財産ということになっているので、耐震診断は
義務化されてはいないということで当然していない。現況のままを貸与するこ
とについては法的には問題ないということである。
- 委員 長 (3)は報告済みとする。
- 2. その他について**
- 委員から何かあるか。(なし)事務局からあるか。(なし)
- 3. 次回委員会の日程について**
- 委員 長 次回委員会の日程については、11月17日水曜日、午後1時より第三委員会室
において開催することとしてよいか。(よし)。そのように決定した。案内通知
は省略するので了承願う。
- 以上をもって、第30回経済建設常任委員会を閉会する。

閉 会 12:10